

# 本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査

・令和4年3月16日付け事務連絡に基づき、感染が継続している本県の状況を踏まえ、当面1ヶ月間（4月28日まで）は以下の方針を原則とする。

	同一世帯内で感染者が発生した場合	ハイリスク施設（※1）で感染者が発生した場合	保育所等（※2）で感染者が発生した場合	事業所等（※3）で感染者が発生した場合（左記以外の事業所）（※3）
積極的疫学調査	保健所が実施（※4）	保健所が実施（※4）	保健所が、保育所等と連携し、実施（保育所等が主体的に調査し、保健所で判断）（※4）	実施しない（※5） （事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施）
濃厚接触者の特定	保健所が特定（全て同居者が濃厚接触者となる旨、感染者に伝達することをもって特定したこととする。）	保健所が特定	保健所が、保育所等と連携し、特定（保育所等が濃厚接触者等の候補者リストを作成・提出し、保健所で特定）	実施しない （事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施）
濃厚接触者の行動制限（※6）	・原則7日間（8日目解除） ・（誰でも）4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除（※7）	・原則7日間（8日目解除） ・4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除（※7）	・原則7日間（8日目解除） ・（誰でも）4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除（※7）	【該当なし】 （ただし、感染者と接触があった者についてその他の欄を参照）
その他				事業所等で、感染者が発生した場合は、自主的な感染対策の徹底のために以下を周知。 ・感染者と接触があった者は、最後の接触から概ね7日間はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い行動を控えること ・感染者と接触があり、症状がある場合には、速やかに診療・検査医療機関を受診すること ・感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を感染者と共にした者等は一定期間（5日間）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること

- ※1 ハイリスク施設とは、重症化リスクの高い方が多く入所・入院する高齢者施設、障害者施設、医療機関
- ※2 保育所等とは、保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ
- ※3 事業所等とは、ハイリスク施設、保育所等以外の事業所（通所型高齢者施設、障害者施設、中学校、高等学校、大学等を含む）
- ※4 濃厚接触者に対する検査など、保健所が必要と認めた検査は、行政検査として実施する。
- ※5 クラスターの発生等、感染状況などを考慮し、保健所が必要と認めた場合は、ハイリスク施設と同様、積極的疫学調査等を実施する。
- ※6 行動制限短縮の解除にあたっては、個別に保健所の確認を要しない。
- ※7 行動制限短縮のための検査は、自費検査。

